

令和8・9年度 見積競争参加資格審査申請書提出要領（工事）

令和8・9年度における、工事の請負契約及び設計、測量、地質調査の委託契約について、業者登録を希望する場合は、下記により資格審査を行いますので申請書を提出してください。

1 基本事項

- (1) 申請書に虚偽の記載や添付書類等に虚偽の記載があったと判明したときは、資格を取り消します。また申請内容に重大な誤りがあった場合についても虚偽申請とみなして資格を取り消す場合がありますので、申請書類の作成にあたっては十分注意してください。
- (2) 申請内容に不明な点がある場合は、聞き取りや追加資料を求めることがあります。
- (3) 申請した各項目については、原則として公表の対象になります。
- (4) 審査の結果無資格と決定した場合は、随時通知します。
- (5) 申請書類を提出後、記入事項 {名称、代表者又は代理人、印鑑（使用印鑑を含む）、資本金、所在地、電話番号等} が変更になった場合は、速やかに変更届を提出してください。届出を怠ると契約できないことがあります。

2 受付日時等

- (1) 受付期間
随時受付
- (2) 受付時間
午前9時から正午まで 及び 午後1時から午後5時まで
(注意) 書類の受理のみを行い、審査結果及び受付票の交付は後日連絡します。
- (3) 受付場所
瑞穂町役場企画部財政課契約係窓口 （電話番号）557-7487（直通）
※場所は、役場庁舎3階になります。

3 用語の定義

- この要領における用語の定義は、次によります。
- (1) 業種
瑞穂町が発注する建設工事等の種類について、別表2に定めたもの。
 - (2) 許可
建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく建設業の許可。
 - (3) 経審
建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査。
 - (4) 見積競争参加資格
瑞穂町が発注する建設工事等の請負契約についての見積競争に参加するための資格。見積競争参加資格を得た者は、瑞穂町における建設工事等の見積競争参加資格の有資格者として、見積競争参加資格者名簿に登録します。
 - (5) 登録申請

見積競争参加資格を得、見積競争参加資格者名簿に登録されることを目的として、申請を行うことをいいます。

(6) 決算日等

① 決算日とは、次に掲げる日をいいます。

ア 法人 法人税法（昭和40年法律第34号）第13条に定める事業年度（以下「事業年度」という。）の終了の日

イ 個人 12月末日

② 決算月とは、①に定める決算日の属する月。

③ 決算年度とは次に掲げるものをいいます。

ア 法人 事業年度

イ 個人 ①イの決算日以前1年間

(7) 審査基準日

見積競争参加資格の登録申請を行うにあたり、基準として定める日付をいいます。申請は、申請日の内容によると定めた項目を除き、この審査基準日時点における内容で行わなければなりません。

① 経審を取得している事業者

申請時において有効な経審の審査基準日（複数ある場合は審査基準日が直前のものとする。）

② 経審を取得していない事業者

申請時直前の決算手続が終了している決算日

(8) 審査対象事業年度

審査基準日を含む決算年度。

(9) 前審査対象事業年度

審査対象事業年度の前年の決算年度。

(10) 資格有効期間

見積競争参加資格の登録申請を終え受理された日から令和10年3月31日まで。

4 申請条件等

(1) 見積競争参加資格の申請を行うことができる者は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる申請を行わない事業者で、瑞穂町に本店を有する個人又は法人とします。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する方は、見積競争に参加することができません。

(3) 納税に関する条件

法人の場合は、審査対象事業年度の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税、個人の場合は、審査対象事業年度の所得税、個人事業税、消費税及び地方消費税を完納していなければなりません。

(4) 業種ごとの条件

見積競争参加資格の登録申請時に、瑞穂町と契約する営業所において各業種ごとに別表2に記載した登録申請に必要な条件等を満たしていかなければなりません。なお、経審の審査結果については、審査基準日が申請日から1年7箇月以内の申請日

時点で有効なものでなければなりません。また、申請にあたり必要とする経審の種類の総合評定値 P 点を有していなければなりません。

(5) 同時に見積競争参加資格を申請することができない業種は別表 2 に記載してあります。

5 提出書類

- (1) 見積競争参加資格審査申請書
 - (2) 登記簿謄本（正本、発行日が申請日から 3箇月以内であるもの）
 - （注意）個人の方で商号登記をしている場合は商号登記簿になります。
個人の方で商号登記していない場合は不要です。
 - (3) 使用印鑑届
 - (4) 委任状（代理人に委任する場合）
 - (5) 誓約書（別紙様式）
 - (6) 基本カード
 - (7) 受付票
 - (8) 経営事項審査結果通知書・総合評定値通知書（写し）
 - (9) 財務諸表（審査対象事業年度の決算によるもの）
 - (10) 財務諸表（前審査対象事業年度の決算によるもの）
 - (11) 身分証明書（正本、発行日が申請日から 3箇月以内であるもの）
 - （注意）個人の方で商号登記していない場合のみ。
 - (12) 法人事業税の納税証明書（正本）※個人にあっては、個人事業税
 - (13) 法人税の納税証明書（その 1）（正本）※個人にあっては、所得税
 - (14) 消費税及び地方消費税の納税証明書（その 1）（正本）
 - (15) 申請業種により必要な証明書等（写し）
 - ア 建築業許可証明書
 - イ 建設業許可申請書及び別表（受付印のあるもの）
 - ウ 建築士事務所、測量業者登録証
 - エ 指定上下水道工事店証又は指定給水装置工事事業者証
 - オ 造船業登録証又は許可通知書
 - (16) 印鑑証明書（正本、発行日が申請日から 3箇月以内であるもの）
- 注意：2年分の財務諸表の提出をお願いします。

6 確認用書類

申請内容確認のため、下記書類の写しを提出してください。

- (1) ISO認証取得の登録証及び付属書（認証取得している方のみ）
- (2) 現況報告書〔土木設計、地質調査〕
- (3) 特定化学物質等作業主任者技能講習終了証及び当該作業主任者の雇用証明書類〔石綿処理〕
- (4) 特定管理産業廃棄物管理責任者講習会終了証及び当該管理責任者の雇用証明書類〔石綿処理〕